

明清時代の民壯について

佐 伯 富

目 次

- 一、民壯の起原
- 二、民壯の職務
- 三、民壯の編成と配置・統轄
- 四、民壯の衙役化

一 民壯の起原

清朝の諸制度は明代のそれを繼承したものが多く、こゝにとりあげた民壯も明代にその起原を發し、清代までも存続したものである。しかし、清代の民壯は初置の民壯とは餘程性質の變つたものとなつてゐる。尤も明代の民壯も間もなく初意の民兵といふものから次第に衙役化して、明末には清代のそれと變らぬものになつてゐた。それは結局、政治的・社會的變化とくに國家の財政窮乏がその原因であ

つた。本稿では先づ民壯が始めておかれた事情並びに民壯の職務及びその編成について考察し、それがどのやうな變遷を辿つて衙役化して清朝に及んだかを明らかにしたい。

民壯とは萬曆秀水縣志卷三「均徭」に

國初設衛所治軍。承平久。籍伍逋逸。軍不足恃。正德劉寇之作。始僉民壯丁爲兵。曰民壯。

とあり、民の壯丁を編成して軍隊となし、これを民壯と稱したので、要するに民兵に外ならない。この民壯の起原については、秀水縣志は武宗の正徳年間（西曆一五〇六一—五二一）劉寇の際においてゐる。また陔餘叢考卷二七「民壯」には

今州縣官衙前給使者。有民壯。鎮于官而供役。其名則起于前明。天順初。令召募民壯。鞍馬器械。悉從官給。

本戸有糧。免五石。仍免戸丁二名。

とあり、民壯召募の起原を英宗の天順の初（一四五七）としてゐる。趙翼は朱國楨の湧幢小品卷十二「民壯」の記事をそのまゝ引用し、これをもつて民壯の起原を天順の初めと考へたやうである。しかし、民壯の起原はもう少し早く、萬曆大明會典卷一三七には

正統十四年。令各處召募民壯。就令本地官司。率領操練。遇警調用。事定仍復爲民。

とあり、英宗の正統十四年（一四四九）にはすでに民壯を召募してゐる。この年はいはゆる土木の變があつた年で、蒙古の也先が北支那に入寇し、全國をあげてその防禦のために大騒ぎをした年であるから、民壯召募の起原は正統十四年とするのが妥當であらう。野獲編補遺卷三「土兵民壯」にも

今内地所謂民壯者。始於正統己巳（十四年）之變。亦非祖制。初召募時。器械鞍馬。俱從官給。地方有司。

春秋訓練。遇警調用。

とあり、また、天下郡國利病書卷八七浙江五「民兵書」・贛州府志卷一二「兵防志」などにも同様の記事が見えてゐる。

る。また、天下郡國利病書卷三四江南二十二泗州「民壯」には

民壯者景泰以來設立之鄉兵。寓兵於農之意也。

とあり、民壯とは景泰以來設置した郷兵であるといつてゐる。また明史卷九一「民壯土兵」には

景泰初。遣使分募直隸・山東・山西・河南民壯。撥山西義勇。守大同。而紫荆・倒馬二關。亦用民兵防守。

事平免歸。

とあり、正統十四年の翌年、つまり、英宗が土木堡で也先の捕虜となり、弟の景泰帝が即位した翌年には、北支一帯の諸省から大規模に民壯を召募して防禦に當らせてゐる。この事實からも民壯が英宗の正統末年に始めて召募せられたであらうことは容易に首肯せられるであらう。秀水縣志や、陔餘叢考の依據した湧幢小品が、夫々民壯の起原を正徳や天順においたのは、これらの時代にも夫々大規模の民壯の召募があつたので、それらの事實にのみ注目して、正統の事實を忘却したために起つた誤謬であらう。

それでは民壯の起原は、正統十四年にあるかといふと、地方的にはすでに早く、明史卷九一「民壯土兵」に

正統二年。始募所在軍餘・民壯願自效者。陝西得四千二百人。人給布二匹。月糧四斗。

とあるやうに、陝西では正統二年に、軍餘つまり正軍戸内の餘丁や民壯を招募し、四千二百人の民兵を編成してゐる。これらの資料から考へると、民壯は地方的にはすでに早くから存在してゐたが、正統末年に也先が侵寇するや、全国的な組織として再編成せられたものと見える。

なほ民兵そのものの設置は明初からあつた。萬曆大明會典卷一三七に

洪武初。立民兵萬戸府。簡民間武勇之人。編成隊伍。

以時操練。有事用以征戰。事平復還爲民。

とあり、洪武の初め、民兵萬戸府を立て、民間の勇武な者を選抜して隊伍を編成して操練し、有事の際に征戰に用ひ、事變が終了すれば郷里に還して民とした。それではこれらの民兵と、正統十四年招募の民壯とはいかなる相違があつたかといふと、天下郡國利病書卷八七浙江五「永康縣」の條に、洪武の初、民兵萬戸府を設置したことを述べ、これを民壯と比較して

其（民兵萬戸府）所立止要害須兵之處。所簡亦止武勇

任兵之人而已。曷嘗通行郡邑。戶使爲之兵哉。太平之後。旋已罷矣。

とあり、民兵萬戸府の民兵は、武勇のある希望者に限られ、而も事變が終熄すれば直ちに歸郷させられた。しかるに、正統十四年（一四四九）招募せられた民壯は、後にも詳述するごとく、各州縣を通じ、一定の標準に従つて強制的に就役させられ、半ば永久的な制度として設置せられたところに特色があつた。因みに民壯が永久的な制度として組織化されたのは、孝宗の弘治二年（一四八九）である。

それでは何故に正統の末年に、このやうな民壯が招募せられるに至つたのであらうか。この問題を考へるには、明代の軍隊弱化的原因や經過について考察しなければならぬ。尤も宋代以後の近世においては、軍隊は多くは傭兵であつたために、その性質上、時代の經過に伴つて弱體化したか、それでも、明初、すなはち太祖・太宗の時代には、天子自身がすぐれた軍人であり、その配下には名將が多く、且つ軍隊内には蒙古兵が多數あり、軍隊は精強を誇つてゐた。ところが、國初の精悍な軍隊も、平和が到來し、天子自身が貴族化して文弱になると、自然に弱體化し、軍隊を

指揮する武官も無能化して統御力を失つた。明代の兵制は大體元代の制度をそのまま繼承したもので、軍隊は軍籍から出たのみならず、武官も建國の功績により爵位を授けられ、これを世襲した。指揮官もかういふ連中から出ることになると、次第に貴族化して、祖先のやうな指揮官としての實力をもたず、たゞ世襲的な肩書きによつて軍隊に臨むことになるから、軍隊を統御することが出来ない。明史卷八九「兵志」に

提督・坐營號頭・把總諸官。多世胄執袴。平時占役營軍。以空名支餉。臨操則肆集市人。呼舞博笑而已。

といつてゐるやうに、軍の主腦部は世襲的な執袴の子弟が多かつたのである。これが平時においては軍隊を私役し、幽靈軍隊の俸給を着服し、軍事訓練にあへば、にはかに市井人をかり集めて人數だけをそろへてその場をとりつくるふ。このやうに武官の軍紀が紊れて色々と悪事を働くので、上級の武官さへも社會から輕視せられるやうになつた。明史卷九〇「兵志」に

正徳以來。軍職冒濫。爲世所輕。內之部科。外之監軍督撫。疊相彈壓。五軍府如贅疣。弁帥如走卒。總兵官

領敕於兵部。皆踞間爲長揖。卽謂非體。

とあり、武宗の正徳以來、衛・所を統轄する中央の五軍府も贅疣のごとく考へられ、司令官の總兵官さへもその權威は地に墜ちて政府部内でも輕視せられてゐる。このやうに、指揮する武官の威權が失墜すれば、下級の兵卒の軍紀が弛緩するのは當然であつた。明史卷八九「兵志」成化十年、兵部尙書馬文升の上言の一節に、軍士の廢弛を述べ

皇城之内。兵衛無幾。諸監門卒。尤疲羸。至不任受甲。とあり、皇城の諸門を警護する軍士のうちには甲を被ること能はざるほどの者のあつたことを傳へてゐる。また同書、嘉靖二十九年の條には

俺答入寇。兵部尙書丁汝夔覈營伍。不及五六萬人。驅出城門。皆流涕不敢前。諸將領亦相顧變色。

とあり、俺答汗が都に侵入した時、軍士は恐れをなして城門を出でて戦ふことを躊躇した。このやうに軍隊は上下をあげて軍紀が紊れてゐたのみならず、逃亡兵も夥しかつた。國初から逃亡に對する軍律は嚴重であつたが、軍紀の弛緩とともに逃亡兵が多くなつた。その他、軍士が顯戚に私役され、或ひは絶戸となる等、實有の軍隊數が甚だしく減

少した。明史卷九一「兵志」に

洪武時。宣府屯守官軍殆十萬。正統・景泰間。已不及額。弘治正德以後。官軍實有者。僅六萬六千九百有奇。而召募與士兵。居其半。他鎮率視此。

とあり、宣府駐屯の軍隊は洪武の時には殆んど十萬人ゐたが、正統・景泰の間には額に及ばず、弘治・正德以後になると約六萬七千人ほどに減少してゐる。而もこのうちには約半数の召募兵と士兵があるのので、實際軍籍にある軍隊は三萬三千五百人、大約三分の一に減少してゐる。かういふ傾向は宣府にのみ限られるのではなく、全国的に見られる現象であつた。京營の軍隊は國初七八十萬あつたが、その後軍制の改革があり、三大營から十二團營となり、更に兩官廳軍となつた武宗の正徳の頃には、なほ三十八萬の軍隊がゐた。しかるに嘉靖の末年、俺答汗が入寇した際には、見籍の軍隊は僅かに十四萬餘に減してをり、而もそのうち操練する者は五六萬にすぎぬ状態であつた。⁽¹⁾このやうな軍隊数の減少には諸種の原因があるが、逃亡がその最も重要な原因であつたやうである。軍隊の逃亡は要するに生活が窮迫したことがその主なる原因であつた。軍卒の生活の貧

窮にも諸種の原因がある。俸給として無價值同様の紙幣を與へられたこと、布や銀を俸給として支給する際、その折價をつりあげたこと、後には兵器や軍馬を自辦せざるを得なくなつたこと、俸給が上らないのに、米價その他の物價が上昇したこと、その他、税や役の諸種の負擔が加重されたことなど、諸種の原因があげられるが、この問題については別稿にゆづり、こゝでは英宗の正統の末年、軍隊が逃亡した原因として、屯田制の崩壞について考察し、焦點をこの問題にしぼつて論を進めたい。蓋し、食糧問題が軍卒にとつては最も大きな問題であつたからである。

太祖は即位以前、戰亂のために土地が荒廢して食糧難の時に兵食を全部農民から徴収しては農民が益々困窮するので、軍隊の食糧は軍隊自ら生産するといふ方針を確立した。これがいはゆる屯田政策である。當初はこの屯田政策によつて軍隊の食糧は充分自給することが出來た。⁽²⁾即位後もこの政策が踏襲せられた。國境方面に南方から軍糧を運搬することが困難であり、ことに遼東などでは海運により南方から軍糧を運んでゐたが、船が難破して溺死する者が多かつたので、益々國境方面においても屯田を實施し、食糧の

自給政策を確立することゝなつた。この屯田の制度は民屯と軍屯に分れるが、こゝでは直接軍人が生産する軍屯に問題を限定して考察したい。

この屯田は時代によりて變遷し、また地方によつて相違がある。最初、太原・朔州など邊疆を警備せる軍隊の自ら屯田を行つて食糧の自給を圖つてゐる者にも、毎月若干の月糧が支給せられてゐた。従つて自ら生産した食糧に對して税をとるといふこともなかつた。それは未だ屯田制度が確立してゐなかつたためであらうと思はれる。屯田制度が一應確立したのは洪武六年前後である。民屯は州縣が管轄するが、軍屯は衛・所がこれを掌る。衛・所の軍隊は二分して一部が防備にあたり、一部が屯田を行ふ。邊地ではその三割の軍隊が防備に當り、七割が屯田する。内地では二割が城を守り、八割が屯種する。屯田守備の軍隊の割合もその地の状況によつて異り、國境の險要な地點では守備軍が屯田軍よりも多い。また土地が僻遠で軍糧の輸送の困難な處では屯田軍が守備軍より多い。尤もこの割合はその地の状況の變化によりて變更されることはいふまでもない。毎兵、田地五十畝前後から百畝を支給し、これを一分と稱

し、土地の肥瘠によつて増減する。耕牛や農具も軍から支給し、また農耕技術を指導する。その税は最初一畝につき一斗であつたが、のち洪武三十五年に科則が定められ、一分の田につき、正糧十二石を納付し、屯倉に貯藏して屯田軍の自給に充當する。その餘糧はその衛所の他の軍官の俸糧にあてることになつてゐた。永樂の初めには餘糧は更に六石と率が定められ、その多少によつて賞罰が與へられた。また各地で植付け作物が異つてゐるために、米を基準として各種の雜穀を取める率を決定してゐる。また屯田を管轄するために、屯田兵百名に對して百戸がおかれ、三百名毎に千戸、五百名以上には指揮がおかれてこれを提督する。屯には紅牌があり、則例をかきつけて關係者に知悉させる。年六十以上の者や殘疾者・幼少者はたゞ自ら耕作して自給すればよいので、以上の規定から除外される。また屯田軍にして公務のため農耕を妨げられた者は税糧の徴収が免除せられ、且つ衛所の差撥が免ぜられる。以上は大體、太祖・太宗時代に一應整備せられた屯田法の概略である。當時、屯田は東は遼東から、北は宣府・大同、西は甘肅に至り、南は雲南・四川から交趾に及ぶまで廣範に實施せられ、ま

た内地でも大河の南北、至る所に展開してゐた。⁽⁴⁾

太祖・太宗の時代には軍屯がうまく實施せられ、大體自給自足の體制がとられてゐた。春明夢餘錄卷四二「軍屯」には

國初置衛四百九十一所三百一十一。以軍計之。約三百一十餘萬。……三百一十萬餘之軍。歲食糧三千七百一十二萬餘石。屯田二十畝。除正糧。納餘糧六石。八十九萬九千餘頃。通得餘糧二千七百萬石。則是軍之食。

軍自給之。邊儲之所運。軍需之所徵。供于民者無幾也。

と見えてゐる。なほこの外、具體的な例をあげると、例へば、永樂十年には遼鎮の歲取屯糧は七十一萬六千一百石あり、これでもつて該鎮の官兵九萬餘人を養つてゐた。京運は僅かに一萬石にすぎぬ有様であつた。⁽⁵⁾ また永樂元年における全國の屯田糧は二千三百四十五萬石餘に上つてゐる。

この年の賦稅糧が三千一百二十九萬餘石といはれるから、賦稅糧の約三分の二の屯糧があつたわけで、これで軍糧が賄はれてゐたのである。⁽⁶⁾ かやうに國初においては、屯田は非常な成績をあげ、たとひ屯田糧のみによつて軍糧を全部

賄ふといふことは出来なかつたにしても、軍糧自給政策に

大きな寄與をなしてゐたことは事實である。續文獻通考卷五「屯田」に

〔崇禎十年陝西巡撫孫傳庭疏言。博考故贖。洪武時。

每軍領地一頃。歲徵正糧十二石。餘糧十二石。盡行收貯屯倉。以正糧按月支給本軍。以餘糧支給官軍。俸餉不煩轉輸。而倉廩充實。兵不煩召募。而士卒精強。法至善也。至永樂二十年。奉詔。減免餘糧六石。然正餘一十八石。猶然交倉按支。法尙未壞也。

と見えるやうに、軍隊は屯田によつて俸糧が充分に支給せられるために精強をほこり、國防はゆるぎを見せなかつた。しかるに、この屯田制度も次第に崩壞を始めて來た。今屯田糧の政府報告の統計を見ると、永樂元年を頂點として、その後は若干の高低はあるが、次第に減少してゐる。(次頁) この統計を見ても分るやうに、英宗の正統の初め頃から、屯田糧が急激に減少してゐる。尤もこれらの統計がそのまま實際の屯田糧數であるとは考へられないが、大體の推移を考へる上には差支へない。この屯田糧の減少は屯田の崩壞を如實に示してゐるわけである。つまり屯田制度は、英

年代	西曆	屯田糧 (單位石)	典據
洪武三年	一三六	五、〇〇〇、〇〇〇	續文獻通考 五
永樂元年	一四〇	二、三、四五〇、七九九	太宗實錄 二五
五年	一四〇七	一、四、三七四、二七〇	" " 五四
一〇年	一四二二	一、一、七八一、〇〇〇	" " 八六
一八年	一四三〇	五、一五八、〇四〇	" " 一八
宣德元年	一四三六	七、二二一、八五八	宣宗實錄 二三
正統二年	一四三七	二、七九一、〇〇七	英宗實錄 三七
景泰元年	一四四〇	二、六六〇、六七三	" " 二一
天順元年	一四四七	二、八五〇、〇〇〇	" " 二八五
成化元年	一四六五	三、八一二、一八〇	憲宗實錄 二四
弘治元年	一四八六	二、九三六、〇七〇	孝宗實錄 二一
正德元年	一五〇六	一、〇四〇、一五八	武宗實錄 二〇
嘉靖元年	一五三三	三、七四二、五五〇	世宗實錄 二一
隆慶元年	一五六七	一、八六四、三六九	穆宗實錄 一
泰昌元年	一六三〇	屯糧折銀 二、四、八二二兩	光宗實錄 四
天啓元年	一六三二	" " 二、四、八二二兩	熹宗實錄 一二

宗の正統の初めから、急激に崩壊を始めたこと考へられる。ちやうどこの統計を裏書きするやうに、明史卷七七「食貨志」に

自正統後。屯政稍弛。

と見えてゐる。これを實際の例に、徴して見るに、英宗實錄卷七七正統六年三月戊戌の條に

上諭總兵官朱冕・譚廣等曰。宣府歲用甚夥。而屯田所入。不及十一。餘皆仰給於民。

とあり、正統六年の頃、宣府ではすでに屯田糧は所要軍糧の十分の一しか生産できなかったのである。それでは何故に國初に成績をあげた屯田法がかくも弊壞せざるをえなかつたのであらうか。その原因は色々あるが、當面の問題の焦點からするので、こゝでは兵制の崩壊、とくに逃亡兵が續出し、實在軍隊数が激減し、軍紀が紊亂して軍隊がその機能を果しえなくなつたのは、屯田制度の崩壊と深い關係があつたことを指摘するに止めたい。

このやうに、兵制が崩壊してゐたところへ、正統の末年也先が大舉入寇して來たので、これが對策として、これまで陝西など、國境に近い地方で實施して成績をあげてゐた民壯が、全國的な組織として再編成せられたのである。春明夢餘錄卷四二「内禍」に

軍以衛民。民以供軍。未聞衛所之外。復有民兵之設也。

自正統十四年。軍伍消耗。邊患警急。始議召集壯勇。

以自護衛。蓋一時權宜之計。事寧之後。即當罷革以示休息。修明軍政。以復舊規。而年復一年。因循未改。

とあり、續修建昌府誌卷三「四差」に

國初以衛所爲主兵。食屯田子粒。食民糧存留銀米。有警始募民爲兵。事定旋散爲民。此古初寓兵於農之意。

正統中。衛所虛耗。始以捍禦之備。專屬之民兵。工食調賞之費。悉自丁糧增派。遂無報罷之期。

とあり、衛所の軍隊が役にたゝなくなり、正統中に防禦は専ら民兵に依存し、これが永制となつたことを述べてゐる。こゝに民兵といふのは民壯をさしたものに外ならない。また天下郡國利病書卷二八江南「兵防考」にも

養兵以衛民。曾不得一旅一卒之用。又益之以機・快・民壯。

とあり、軍隊が機能を喪失し、機・快・民壯を増置したことをいつてゐる。機・快とは機兵と快兵とを指す。ともに民兵である。また先にも引用したが、秀水縣志卷三「均徭」に

國初設衛所治軍。承平久。籍伍通逸。軍不足恃。正徳劉寇之作。始僉民壯丁爲兵。曰民壯。

とあり、衛所の軍隊が次第に逃亡し、軍紀がみだれて恃むに足らず、遂に民壯を編成したことを傳へてゐる。

以上述べたところによつて明らかやうに、民壯は正統

の末年、也先の侵入に際して、始めて全國的に編成せられた。それは衛所の軍隊が殆んど用ひるに堪へなくなつてゐたからである。ところでこの民壯は、萬曆大明會典卷一三七に

軍籍之外。有民壯。有司僉點。以備警急。卽古民兵之遺意。

とあり、天下郡國利病書卷三四江南二十二泗州「民壯」に民壯者。景泰以來。設立之鄉兵。寓兵於農之意也。

とあり、また同書卷八七浙江五「永康縣」に

民壯古者鄉遂之民。居則爲農。出則爲兵。農雖兼兵著役。而未嘗別出養兵之費。亦庶幾乎勞而不費者也。

とあるやうに、農民の壯丁が僉點せられたものである。民壯は衛所の軍隊とは異り、醇朴な農民が臨時に徵集せられ、軍事訓練をうけて兵となつたものであるから、規律も嚴格で勇敢であつた。湧幢小品卷一二に

民壯之役。介在軍民間。最爲得用。國朝盛于王陽明。とあり、王陽明が軍功を立てたのは、専ら民壯の力によるものであつた。また同書「土兵」に

成化二年。用陝西撫臣盧祥之言。選民丁之壯者。編成什伍。號爲土兵。原僉民壯。亦入其中。量加優恤。凡得二萬人。時毛里孩方強盛竊邊。憚之不敢深入。

とあり、陝西の土兵には原僉の民壯が多くゐたが、毛里孩さへもその強盛をおそれて敢て侵入しなかつたといふから、當時民兵としての民壯の評價がいかなるものであつたか、想像せられるであらう。ところで設置當初の民壯の數は皇朝文獻通考卷二二に

民壯一項。考之前明。其初爲數不多。後州縣官以額設兵丁。隨營差操。不敷驅遣。多取民間壯丁。教以技藝。以備守城禦寇。

とあり、あまり多くなかつたが、民壯の實力が認められると、次第にその數が増大した。孝宗の弘治十四年（一五〇一年）には民壯は三十餘萬人に達してゐる。明代の縣、屬州の總數は千四百前後であるから、今假に千四百として計算すると、平均一州縣の民壯數は二百十人ばかりである。

その後も増大したことは、明史卷九一「民壯土兵」に

嘉靖二十二年（一五四三）增州縣民壯額。大者千人。次六七百。小者五百。

と見える。いま假に一州縣六百五十人とすれば、全國の民壯數は九十一萬人になる。また最小限に見積り、五百人とするも、七十萬人にも上る。因みに嘉靖二十二年は俺答汗の入寇が漸く激しくなつた頃である。そこで民壯額數を増加したのである。また天下郡國利病書卷二三江南十一武進縣「額兵」に武進縣の民壯額について次のやうに述べてゐる。

國初額設民壯。一千二百有奇。正德間。裁其三之一。

嘉靖初。又幾裁其半。……嘉靖壬子（三十一年）。海氛頓起。……始議招募。縣至三千人。

すなはち、武進縣においては、國初から民壯數を段々減少し、嘉靖の初には四百名ばかりになつたが、嘉靖三十一年には、いはゆる倭寇の侵寇がはげしくなると、三千名の民壯を招募してゐる。かやうに、嘉靖の後半になると、倭寇や俺答汗の侵入によつて、急に徵集する民壯の數が増大した。この民壯が國防・治安その他に重要な役割を果したのであるが、徵集民壯額が増大するにつれて農民の負擔が加重された。こゝから民壯の役の銀納化が、嘉靖に入つて行はれるが、これについては後述する。

二 民壯の職務

天下郡國利病書卷九七廣東一「民壯」に

原編立民壯。初意本以征守。

とあり、民壯を編成した最初の目的は軍隊として征守に用ひるにあつた。従つて後述するやうに、民壯は一定期間、軍事訓練を施された。これが聽操民壯・團操民壯などと稱せられてゐる。⁽⁸⁾ 訓練をうけた民壯は、孝宗實錄卷一四九弘治十二年四月戊戌の條に

初正統己巳之變。發山西平陽諸府民壯九千。分往代州

三關操守。……至弘治六年。始爲三班。赴邊防冬。

とあるやうに、國境の警備にあたるのみならず、國內の治安維持にも使用せられた。天下郡國利病書卷九二福建二「延平府」に

〔鄧〕茂七等。因殺弓兵數人。縣遂以聞於上。遣民壯三

百名捕之。茂七等又聚衆。格殺官兵殆盡。

とあり、福建における農民の叛亂鎮定にも民壯を使用してゐる。また同書卷九七廣東一「兵事」には

廣東海康縣民康子汪。聚衆流劫。拒敵官軍。巡撫僉都

御史葉盛。委雷州衛鎮撫顧雲。率軍旂民壯千人捕之。とあり、廣東における流賊の逮捕に民壯を用ひてゐる。

民壯は後に述べるやうに、軍營や府州縣鎮などの役所に配置されて警備に當るが、都城寨の警備につく者は巡城民壯と稱せられた。⁽⁹⁾ またこれは守城民壯ともいはれた。⁽¹⁰⁾ 守城民壯は城寨の城門樓臺などを警備した。嘉靖寧波府志卷一

三「民兵」に慈谿縣の舊額民壯數をあげた後に、今編操備民兵五百名。分布城門樓敵臺防守。

と見えてゐる。また天下郡國利病書卷四二山東八「壽光縣」に

〔山東樂安縣〕塘頭寨。添義民〔官〕。率領民壯。與百戶協守。

とあり、義民官が民壯を率ゐて寨を防守してゐるが、これも守城民壯と稱すべきものであらう。民壯が城寨を警備したことは、續朝邑縣志卷四・皇朝文獻通考卷二四などにも見えてゐる。

次に民壯は陸上のみならず、水上の警備にも當つた。萬曆宜興縣志卷四「徭役」に操演民壯數をあげ、その内譯を示したうち

操江健勇

四十五名

兵備道水兵

百 名

四・七・九三號巡船

三十二名

とあれば、民壯は水兵としても用ひられたことが判明する。

また同書には操江提補孟河民壯とか兵備道仙船民壯の名稱があり、秀水縣志卷三には叭喇唬船民壯の名稱も見えてゐる。また青浦縣志卷二「均徭」には

本縣水陸哨守民壯三百名。

とあり、天下郡國利病書卷九九廣東三「營砦」には

全部署哨官領陸兵一百人。守〔廣東〕南龍鑼鼓等營。民

壯二十人。弓兵四人。船艇各二隻。巡守蒼梧雙魚界。

至德慶都城界。

と見え、民壯が江海の巡哨に當つたことが分るであらう。

ところで、民壯は農民出身であるから、割合に醇朴で使ひ易いので、軍事方面に使用することが稍々少くなると、これを解散せず、そのまま警察官として轉用した。憲宗實錄卷一八一に

中外火夫・民壯・快手・機兵。專以備盜。

とあり、憲宗の成化年間には、民壯はすでに専ら捕盜に備

へてゐる。宜興縣志卷四に巡捕民壯とあるのがこれである。巡捕民壯は單に巡捕ともいはれた。また萬曆温州府志卷五には

捕盜應捕 府 二十名 縣 十五名

とあり、この捕盜應捕は民壯内より總編すると記してゐる。とくに注目すべきは、民壯が私鹽の督察にあてられてゐることである。宜興縣志卷四には巡鹽民壯の名稱が見える。

府や縣に數名・十數名乃至數十名の巡鹽民壯が配置されてゐた。この巡鹽民壯は地方によつて名稱をことにしたらしく、秀水縣志卷三には

鹽捕民壯 本府二十名 本縣十四名

とあり、鹽捕民壯の名が見えてゐる。鹽捕民壯は、また單に鹽捕とも略稱されたことは、温州府志卷五・樂清縣志卷三などに見えてゐる。また巡鹽應捕とも稱せられたことは秀水縣志卷三・温州府志卷五・上虞縣志卷八に見えてゐる。この巡鹽民壯は鹽の生産場、すなはち鹽場に配置されて私鹽の透漏を防止した。天下郡國利病書卷四二山東八「壽光縣」には

〔山東壽光縣〕官臺場。在縣北八十里。產鹽。義民領民

壯・鎗手守之。

と見えてゐる。また同書に

〔壽光縣〕侯鎮。在城東五十里。去廣陵鎮十五里。通濰縣大路。南通臨朐。鹽徒之路。義民領民壯鎗手。協同

廣陵鎮巡檢兵防守。

とあり、また同書に

彭家道口。壽光・樂安二縣之界。鹽徒自官臺場・高家港新鎮場。皆由此。義民領民壯・鎗手守之。

とあるやうに、民壯は鹽徒の通路を扼して私鹽を取締つた。

なほこの外、宜興縣志卷四に兵備道常隨民壯二名とあり、民壯は官吏の常隨つまり從者に充てられた。常隨民壯は官吏の護衛として與へられたものであらう。雍正硃批諭旨卷三三田文鏡雍正九年十二月七日の條に

仰蒙皇上軫念文員。敕部議給防護之人。嗣經部議。即於州縣民壯內挑選。兩司各給五十名。道府各四十名。

同知・通判各二十五名。州縣佐貳。酌與四名或六名。

とある記事はこれを推測せしめる。また池北偶談卷二〇楊世榮の條には、楊世榮が武藝に長じてゐたので、知縣張毓泰の民壯にあげられ、後には功によつて參將にまで出世し

た話しを載せてゐる。以上の記事によつて、民壯は兩司つまり布政司・按察司のみならず、道府縣の長官から州縣の佐貳官、同知・通判に至るまで護衛として與へられたことが判明する。

民壯はこの外、倉庫や牢獄の看守にまで任じるが、こゝまで来ると、本來の民壯としての性質がすっかり失はれて衛役に近くなる。民壯が長く役所に勤めてゐると、いつの間にか、衛役化するが、この點については章を改めて言及する。

三 民壯の編成と配置・統轄

民壯が大規模に招募されたのは、先にも述べたごとく、英宗の正統十四年であつた。大明會典卷一三七に

正統十四年。令各處招募民壯。就令本地官司。率領操練。遇警調用。事定仍復爲民。

とあり、當初民壯は本地の官司が招募訓練し、警急にあへば調用し、事變が終ると歸して民とした。また同書には

天順元年。令招募民壯。鞍馬器械。悉從官給。本戶有糧。與免五石。仍免戶下二丁。以資供給。如有事故。

不許勾丁。

とあり、召募した民壯には鞍馬器械を政府から支給し、またその錢糧五石、二丁の雜徭を免除する。民に事故があつた場合には、むりに徴集してはならなかつた。つまり當初の民壯はなほ召募の域を出でなかつたが、弘治二年に至つて始めて全國的な組織として徴集體制が整備した。同書には次の如く見えてゐる。

弘治二年。令選取民壯。須年二十以上五十以下精壯之人。州縣七八百里者、每里僉二名。五百里者每里三名。三百里者每里四名、一百里以上者。每里五名。

民壯は年二十以上五十以下の精壯な者を選取する。その際、州縣の里の數によつて徴集の員數を異にする。即ち、七八百里の州縣では每里二名、五百里では三名、三百里では四名、百里以上では每里五名の民壯を僉取る。因みに除餘叢考卷二七では「州縣七八百里以上、里僉五人云云」と會典の記載と逆になつてゐるが、各州縣の民壯數は大體大差なかるべく、里數の多い州縣では每里の民壯徴集額は少數で足るので、會典の記載が正しい。

ところで民壯は何を基準にして徴集されたかといふと、

寧波府志卷一三「民兵」奉化縣の條に

舊額民壯二百名。……今編民壯一百五十名。共三百五十名。……俱於槩縣丁田内取辦。

とあり、同書象山縣の條に

舊額民壯六十名。……今加編民壯六十名。……俱於槩縣丁田内取辦。

とあるやうに、丁・田を基準にして徴集された。同様のことは孝宗實錄卷九三弘治七年十月己未の條に

兵部覆奏。禮科給事中孫孺所陳民壯事。……俱於丁糧相應之家。選年力精壯者以充。

とあり、天下郡國利病書卷一〇一廣東五雷州府「民壯」に嘉靖間。改用銀差。輸銀入官招募。今俱從丁糧派徵。とある。つまり民壯は壯丁數が多く、田糧すなはち錢糧額の相當大なる戸内から徴集された。尤も地方によつては、一戸で民壯の役に當る資力のある家のない場合には、數戸が醸金して當らせた如く、天下郡國利病書卷二八江南十六「兵防考」には

機快民壯者。朋戶醸金而充之者也。

と見えてゐる。また注意すべきは、同書卷九七廣東一「民

「壯」に

軍戸隨田附籍。亦復編及。既當軍役。又充民壯。

とあり、軍戸でも田地を所有すれば、軍役の外に、民壯の役に充てられたのである。壯丁數については、孝宗實錄卷一四五弘治十一年十二月乙酉の條に

十年僉換〔民壯〕之時。本戸見有壯丁十名以上家業富厚者。仍於本戸僉取。

とあり、弘治十一年には壯丁十名以上の殷實な戸から僉取してゐる。この基準は時代により地方によつて異なるので、民壯を多數に必要とする時にはたとひ一家の壯丁數が少くても徴取せられるに至るは當然であらう。隆慶中、直隸八府では、張居正の議に従ひ、一家三丁ある者は一丁を徴取してゐる^山。この民壯徴集の基準を査定する編審は十年に一回行はれた。大明會典卷一三七に

〔弘治〕十一年。題准。每十年。通行查審民壯一次。中間但有年老殘疾病故人丁消乏。悉與僉換。

と見ゆ。たとひ編審の時期に至らなくても、年老者・殘疾病故者があると、適宜僉換を行つた。また長く民壯の役に當つた者も僉換を許された。孝宗實錄卷一四五弘治十一年

十二月乙酉の條に、民壯の編審について述べ

係正統・景泰・成化初年者。欲告更替。亦許僉換。

と見ゆ。つまり弘治十一年の頃には、六十年から三十年ばかり、民壯の役をつとめた戸は僉換を許された。尤も富民にして代價を政府に納入する者は、始めから役を免除せられた。明史卷九一「民壯土兵」弘治二年、民壯を僉取する法を述べたうちに

富民不願。則上直於官。官自爲募。

と見えてゐる。また前掲孝宗實錄の記載の續きに

有仕宦子孫・軍將・竈籍。量加優免。

とあり、官吏・軍將・竈戸は民壯の役を免除せられた。竈戸が官吏や軍將の家と並んで民壯の役を免ぜられたのは、國家の財政と重要な關係のある鹽の生産に従事してゐたからで、明代鹽業がいかなる役割を果してゐたか、この一點からも看取せられるであらう。また續文獻通考卷三、萬曆十三年三月徐貞明の上奏中に

早澇則免郡縣民壯役。止三月。

とあり、早澇の際には民壯の役も免除せられることがあつた。

ところで、先に指摘したごとく、弘治二年には、すでに富民の民壯の役につくを欲しない者は、代價を政府に納入してこの役を免除せられた。この民壯の役の銀納化は嘉靖年間に廣く行はれるが、この問題については後述する。

民壯は先に述べたごとく、民兵として、つまり軍事訓練を施し、これを軍人として使用するにあつた。そこで大明會典卷一三七に

〔弘治〕六年。令官司私役民壯者。照依私役軍例問罪。

とあり、官司が民壯を私役することを嚴禁し、もしこの禁例を犯す者は軍隊を私役する例に照して處罰した。また同書に

〔弘治〕十一年。題准。每十年。通行查審民壯一次。：

操守城池之外。不許別占。敢有仍前作弊。照例降參。

とあり、民壯はこれを城池の防守以外に使役することは許されなかつた。また同書に

〔嘉靖〕八年。〔民壯〕止許各守地方。不許司府調集團操。

とあり、嘉靖八年には民壯の防禦する區域を彼等の地方、つまり各自の郷黨である州縣にとゞめしめ、郷黨を離れ、司・府に調集團練することを禁じてゐる。尤もこれは原則

を示したものでらしく、各地の民壯が國境方面に派遣せられ

て防禦に當つたことは、先に指摘した通りである。しかし、この禁例によつても分るごとく、民壯はあくまでも郷黨の自衛といふことが立前であつたことが了解せられるであらう。雍正硃批諭旨卷五三許容雍正七年四月十五日の條に

民壯一役。原爲防護地方而設。州縣各官自宜實力奉行。とあり、また同書卷一二張楷雍正三年九月二十日の條に

定例。各州縣額設民壯五十名。給以工食器械。令不時訓練。以衛地方。則緝盜之責。已有專屬。

とあり、清代の民壯は専ら盜賊緝捕に重點がおかれてゐたにしても、それによつて地方を防護自衛することが民壯の使命であつた。

それでは民壯はいかなる範圍に配置されてゐたかといふと、大明會典卷一三七に

〔嘉靖〕六年。令各處撫按官。通行各府州縣。查照民壯原設之數。量爲減革。……委佐貳官一員管領。

とあり、府州縣に民壯が配置され、佐貳官がこれを管領してゐた。これを實例について見ると、英宗實錄卷一九二景泰元年五月己酉に

增置山西太原・平陽二府通判。澤潞遼沁汾五州判官各一員。專督操習民壯。

とあり、山西の太原・平陽二府では通判を、澤潞遼沁汾五州では、夫々判官一員を添設して、専ら民壯の操練を監督させてゐる。また憲宗實錄卷二八三成化二十二年十月己丑には

耶陽府所屬竹林・房縣。宜増設佐貳官一員。操練民快。巡捕盜賊。

と見え、耶陽府所屬の竹林・房縣においては佐貳官一員を増設し、民快を操練させてゐる。民快とは民壯と快手とをいふ。また孝宗實錄卷九三弘治七年十月己未の條には、民壯の編成法を述べたうちに

有軍衛地方。則撫民等官率領〔民壯〕。於教場內。與軍士一體操練。

と見えてゐる。こゝに撫民官といふは撫民同知・撫民縣丞などを指すものであらう。また清朝においては民壯は捕盜がその重要な任務となつた關係上、捕盜同知・典史が民壯を管領してゐる。殊批諭旨卷九陳世倌雍正三年九月十三日の條に

其捕盜同知以下及典史等。亦帶民壯會巡。

と見える。また同書卷五三邁柱雍正五年五月初十日の條に該同知（吉安府）調集民壯。協拏〔犯罪拒捕者〕解縣。とある同知も捕盜同知であらう。

民壯は始めは地方を防禦するのが目的であるから、府州縣に配置されたが、民壯の效用がみとめられ、活動の範圍が擴大すると、訓練や防衛の必要上、道單位にも配置されるやうになつたらしい。安邱縣志卷八「均徭銀差」に

青州道團操民壯七十七名。

とあり、曲阜縣志卷二に

沂州道團操步隊民壯十二名。

とあり、また宜興縣志卷二に實在教場操演民壯數を述べ、その内譯の中に

兵備道水兵一百名

とあり、さらに同書には

兵備道扣解太倉州招募民壯七十名。

とあるは、この事實を示すものであらう。孝宗實錄卷一五七弘治十二年十二月己巳の條に

添設山東按察司副使一員。常居曹濮等州。提督屯堡。

操習民壯。緝捕盜賊。兼理詞訟。

とあり、按察司副使が曹濮などの州に常駐して民壯を操練してゐるが、この民壯は道に配置されたものであらう。また捕盜の必要上、鎮にも民壯が配置せられたことは、安邸縣志卷八「均徭銀差」に

景芝鎮民壯四名

とあるによつて知られる。

以上述べたごとく、民壯は道府縣から鎮に至るまで配置され、主として州縣官がこれを管轄してゐた。この上には道員・巡撫官・巡按御史などがあり、これを監督統轄してゐた。秀水縣志卷二「兵政」に

民壯之設。……造冊申報駐節守巡兵海道查考。該縣掌印官。不時操練。務期實用。

とあり、孝宗實錄卷九三弘治七年十月己未の條には、民壯の編成法について述べた後に、

巡按及分巡等官。各以時簡閱。仍禁有司役占賣放之弊。

とあり、また同書卷一〇六弘治八年十一月甲申の條には

近令各省點竄民壯。……山陝邊方并編竄已定者及福建

汀州贛州等處。宜從巡撫・兵備等官。斟酌點用。

とあり、さらに大明會典卷一三七には

〔嘉靖〕八年。令民壯人戶消乏者。聽各該巡撫官計處。酌量存減。

とあるやうに、民壯の監督及び統轄には巡撫官・巡按御史・分巡官・道臺などが當つてゐた。

ところで、民壯は軍事訓練や、これを討伐に使用する際には、文官の州縣官がこれを指揮訓練することはむづかしい。そこでその管轄が軍官に委任される場合が多い。天下郡國利病書卷九七廣東一「兵事」に

廣東海康縣民康子汪。聚衆流劫。拒敵官軍。巡撫僉都御史葉盛。委雷州衛鎮撫顧雲。率軍旂民壯千人捕之。

とあり、叛亂の鎮定のために、巡撫官は軍官に民壯の指揮權を委任してゐる。また憲宗實錄卷二五三成化二十年六月甲子に

分守靖州左參將都指揮僉事孟英。於武岡州。集民壯操備。

とあり、武官が民壯を集めて操備してゐる。また天下郡國利病書卷一〇一廣東五雷州府「民壯」に

三縣（雷州府）民壯計七百有奇。分領以總小甲。統以

哨官。

とあり、哨巡官が民壯を統率してゐる。

なほ注意すべきは、天下郡國利病書卷四二山東「樂安縣」

に

塘頭寨添義民。率領民壯。與百戶協守。

馬市添義民。率保甲鎗手巡守。

とあり、同書「壽光縣」に

鹽徒之路。義民領民壯・鎗手。協同廣陵鎮巡檢兵防守。

官臺場在縣北八十里。產鹽。義民領民壯・鎗手守之。

とあるやうに、義民が民壯を率領して巡守に當つてゐる。

同書「蒙陰縣」には

寨子黃庄通大王莊。多盜。委義民官。在寨子守之。

坦埠舊寨。係莒州鹽徒要路。委義民官。住寨守之。

と見えるから、義民は義民官の略であらう。義民官とは地方の豪紳が自ら義勇的に進み出て、民壯等を率領して政府の治安維持に協力したので、肩書を與へられたものであらう。これと同じ性質のものに義勇官があつたことは同書の各處に散見してゐる。

因みに清代においては、民壯の職務は軍隊から警察にそ

の重點が移るが、これを監督するために、巡察官が巡遣せられた。殊批諭旨卷三一田文鏡雍正七年正月二十九日の條には

巡察一官。稽查保甲。點驗民壯。盤察驛馬。乃其專責。と見えてゐる。

以上において民壯の編成法と配置並びに統轄關係について明らかにした。かやうにして編成せられた民壯は役所に徵集せられて軍事訓練をうけ、警急があると武器をとつて征討に向ふ。民壯の軍事訓練については、孝宗實錄卷九三弘治七年十月己未に

有軍衛地方。則撫民等官率領。於教場內。與軍士一體

操練。無軍衛處。則別置教場。

と見え、軍衛ある地方では撫民官が、練兵場で軍士とともに訓練し、軍衛なきところでは、別に練兵場を設置した。また天下郡國利病書卷八二江西四「歷代法令」には

〔正統十年〕賊首王能等三十五人聽命。……以充快手。

協同六縣民壯。於永豐橫山頭。設教場。以時操閱。

とあり、民壯はまた快手などと一緒に訓練をうけた。なほ通判・判官などの佐貳官が、民壯を管領訓練したことは、

先に指摘した通りである。最初民壯が招募せられた時には、野獲編補遺卷三「土兵民壯」に

今内地所謂民壯者。始於正統己巳之變。……初招募時。

……地方有司。春秋訓練。遇警調用。

とあり、民壯は僅か春秋に訓練をうけ、警急ある時にのみ調用せられた。然るに民壯が大幅に使用せられるやうになると、訓練の回数も多くなり、調用の期間も長くなつた上に、調用の方法が輪班制になり、組織化された。湧幢小品卷一二「民壯」に、民壯の調集について述べ

弘治間。……春夏秋每月操二次。至冬操二(五?)歇

三。遇警調集。

とあり、弘治年間に至ると、四季を通じて調集され訓練をうけてゐる。ところが民壯は殆んど全部が農民である。農繁期に徴集されると、著しく農事を妨げる。そこで、大明會典卷一三七に

〔嘉靖〕六年。令各處撫按官。通行各府州縣。查照民壯原設之數。量爲減革。其存留者。分爲上下兩班。一班務農。一班操練武藝。委佐貳官一員管領。若有重大賊情。方許通調。候事寧。仍舊輪班。違者罪之。

とあるやうに、嘉靖六年になると、民壯數を減少した上に、重大な事件でもない限り、二班に分ち、一班は農事につとめ一班が操練をうけ、輪班制を採用してゐる。さらに嘉靖八年になると、同書に

八年。……見在民壯。……冬月農隙。如法操練。止許

各守地方。不許司府調集團操。其餘免操月分。不許稽

留在官。以妨民事。

とあり、民壯の操練の期間を冬月の農隙に限り、農事を妨げることを極力警戒してゐる。民壯の調集訓練の期間はこの記載からも分るやうに、冬月つまり三箇月位であつたやうである。明史卷九一「民兵」に、隆慶中、張居正が民兵の編成を述べ

隸撫臣操練。無過三月。月無過三次。練畢即令歸農。

復其身。歲操外。不得別遣。

とあり、歲操期間を三箇月以内としてゐる。

なほ輪班制も地方の状況により、異つてゐた。いま述べたやうに、嘉靖六年には民壯を二班に分つたが、孝宗實錄卷一四九弘治十二年四月戊戌の條には

初正統己巳之變。發山西平陽諸府民壯九千。分往代州

三關操守。事寧放回本城操備。後或調或放。至弘治六年。始爲三班。赴邊防冬。

とあり、山西北方の代州三關防冬の民壯は三班に分つてゐる。また同書卷一八八弘治十五年六月甲辰の條には

兵部覆奏。大理寺右寺丞吳一貫所言。寬民壯事。請分班次。以節其力。……事簡盜稀之處。則一年分爲四班。縣大盜多之處。分爲二班。

とあり、事件が少く盜賊の稀な地方は四班に分ち、縣が大きく盜賊の多い地方は二班に分つてゐる。つまり、一定數の民壯を班數を多くすれば、それだけ民壯の負擔が輕減されるわけである。かやうに民壯の負擔を輕くしようと、考慮が拂はれたのは、民壯が主として農民であり、調集によつて農事が大いに妨害されたからに外ならぬ。こゝから一方では調集した民壯に對する諸種の反對給付、つまり稅役の上で減免が施行せられたのであるが、民壯の役が餘程苦しかつたと見えて、逃亡する者も出で、こゝから民壯が銀納化され、遂には衙役化して來るのである。

四 民壯の衙役化

先にも引用したが、大明會典卷一三七に

天順元年。令召募民壯。鞍馬器械。悉從官給。本戶有糧。與免五石。仍免戶下二丁。以資供給。

とあり、續文獻通考卷一七に

景泰元年。令各處操備民壯戶內。每名免三丁^二雜泛差役。とあり、また同書に

〔嘉靖〕二十九年九月。令抽取各處有馬民壯。俱免本家徭役二丁。以示優卹。

とあり、さらに孝宗實錄卷九三弘治七年十月己未の條に、民壯の優恤について述べ

每名免戶下二丁^一徭役。

と見える。以上の記載によつて、民壯は軍器・鞍馬を官から支給された外、錢糧五石と雜役二丁とを免除せられたことが判明する。なほ錢糧は時と處とによつて異同があつたらしく、同書卷一七八弘治十四年八月壬申の條に

大同西路威遠衛。天順間。以山西民壯三千人兩班赴操防冬。人免戶糧七石丁二人供貼。月支行糧四斗五升。

とあり、天順の間、大同の威遠衛防冬の山西の民壯は錢糧七石を免除せられてゐる。尤も錢糧と雜役とを免除するの

は原則であつて、ただ雑役だけを免除せられる場合もあつた。同書卷一九八弘治十六年四月庚子の條に

巡撫山西都御史魏紳言。太原民壯。備禦大同威遠者。

原編僉時。止免雜差。無免糧例。

と見えてゐる。なほ前掲の史料によつても分ることく、民壯が隣境防衛に赴く時には行糧が支給せられた。行糧については同書卷九三弘治七年十月己未の條に

兵部覆奏。禮科給事中孫孺所陳民壯事。……如鄰封有

警。許更調應援。給以行糧。

とあり、また英宗實錄卷一九六景泰元年九月己酉の條に

増給操備守關民壯行糧四斗。

とある。行糧四斗を増給するとは、これまで四斗に満たなかつたものを増して四斗を支給した意である。即ち、隣境警備の民壯には、毎月四斗から四斗半の行糧が支給せられたことが分る。

以上のやうに、民壯に對しては諸種の優恤方法が講ぜられてゐたが、先にも指摘したやうに、民壯は殆んど全部が農民である。徵集をうけると著しく農事を妨げるのみならず、郷土防衛から更に進んで國境の防衛に派遣せられると、

その勞苦が甚だしい。その上、生命にも危険がある。ことに宋代以後の近世社會においては一般民衆は軍人を蔑視した。最初民壯が徵集せられた時には、官僚の中にも隨分反對があつたが、非常時であつたので、これを斷行して遂に永制となつたことは先に述べた通りである。また支給せらるべき行糧も官吏が着服して支給せられないことも多い。

また國家の財政が窮乏すると、民壯に對する糧儲も節減せられた。¹⁰⁾かういふことから民壯が逃亡を始めた。先にも引用したが、孝宗實錄卷一七八弘治十四年八月壬申の條には次のやうに述べてゐる。

大同西路威遠衛。天順間。以山西民壯三千人。兩班赴

操防冬。人免戶糧七石丁二人供貼。月支行糧四斗五升。

至是。歲久逃亡過半。而官吏冒支其糧如故。計其歲免

田糧丁并行糧之費。無慮數萬。

また民壯が役所に徵集せられてゐると、官吏や書吏或ひは軍官から賄賂を要求せられることもある。これに應じないと酷使されたり、時にははづかしめを受けることもあつたであらう。また同書卷一〇六弘治八年十一月甲申の條に

近令各省點僉民壯。而吏胥爲姦。民心愁怨。

とあり、民壯を僉取する際には、書吏が色々と悪事を働き、不公平なことをやつた。また天下郡國利病書卷九七廣東一「民壯」に

在營堡諸路官司。多受賄賣間。有一人而包當數役者矣。とあり、營堡や諸路の官司では、賄をうけて賣放し、一人にして數役をひきうける者もあつた。また英宗實錄卷一九九景泰元年十二月己卯に

有報効民壯。偽造兵部職方司印。詐傳詔旨。賣放民壯。とあり、民壯のうちには偽印を造り、詔旨を詐傳して民壯を賣放し、賄賂を貪らんとする者も出て來てゐる。このやうな事情から、先にも述べたやうに、早くから富民は銀を政府に納めて、民壯の役を免除せられた。

一方政府の方でも、中央財政とくに軍費が缺乏すると、その財源を民壯に求めた。こゝから民壯の銀納化が一般化したやうである。先にも引用したが、天下郡國利病書卷一〇一廣東五雷州府「民壯」に

民壯……嘉靖間。改用銀差。輸銀入官招募。

とあり、民壯の銀納化は、嘉靖年間に施行せられた。尤もこれより前にも、一部では軍費を補充するために、民壯の

役を免除して、代りに銀を徴収することが屢々行はれてゐた。孝宗實錄卷一二六弘治十年七月乙卯の條に

其（山西）民壯。盡數放免。每名歲納銀二兩於官。類解山西行都司收貯。以備買馬之用。

とあり、また同書卷一四九弘治十二年四月戊戌の條に仍放回（山西平陽諸府民壯）務農。每人月輸銀三分。類解布政司。以助邊軍買馬之用。

と見えるやうに、民壯の役を免除し、その銀を以て買馬の資に充當してゐる。このやうに、民壯免除の銀を以て軍費を補助することは、すでに早くから行はれてゐたのであるが、嘉靖年間以後、倭寇や蒙古族・滿洲民族の侵寇が激化し、財政が窮乏すると共に、民壯の役の銀納化が一般化した。そのうちの若干が軍餉銀として使用せられることゝなつた。宜興縣志卷四「均徭」に

民壯工食抵充軍餉銀 三百六十兩。

とあり、青浦縣志卷二「均徭」に

扣減民壯工食抵充吳淞兵餉銀 三百四十二兩。

とあり、また吳縣志卷七「均徭」に

戶部濟邊扣解民壯役銀 五百四十九兩。

と見えるのがこれである。なほこれらの兵餉銀が單に民壯充餉銀と稱せられたことは、温州府志卷五「歲徭」、開化縣志卷三「兵餉」、上虞縣志卷八「軍餉」などに見え、充餉民壯銀ともいはれたことは秀水縣志卷三「均徭」に見えてゐる。この民壯充餉銀は、例へば上虞縣志卷八「軍餉」に

民壯充餉銀五百八十六兩三錢八分。

民壯實役一百名。每名銀六兩。又鹽捕捌名。每名銀七兩二錢。共一百八名。通共銀六百五十七兩六錢。遇閏

照加。

とあるやうに、明代の地方志では常に民壯實役と相並んで記されてゐる。民壯實役とはいふまでもなく、實際に民壯の役につく者の謂であるが、嘉靖以後、民壯の役は銀納化されてゐるので、民壯實役もたゞ役所で必要な民壯額數を示したものにすぎない。この額數によつて人民から銀を徴収した上で、さらに希望者を徵募したのである。これに對して、民壯充餉銀はある時期の民壯額數のうち、何割かを銀納化し、これをもつて専ら兵餉を援助するために徴収せられたもので、これは明末まで制度化して繼續したやうである。この民壯の役の代徭銀が民壯均徭銀といはれたこと

は、餘姚縣志卷一〇「額派糧則」の項に見えてゐる。また民壯の銀納化以後の記載が、明代地方志の均徭の項に存することによつても、その間の事情が諒解せられるであらう。なほこの銀の徴収に關しては、天下郡國利病書卷九七廣東一「民壯」に

設民壯頭領。例以丁田居上者。總其事。而自行征收。

有不能斂者。賠征充焉。老吏黠胥。每緣爲奸。法久稱弊。議者欲隨糧帶征。

とあり、民壯頭領なる者があつてこれを掌つてゐた。人丁錢糧の多い者がこれに當り、もし徴収しえない場合には自腹を切つて辨償した。また徴収した銀を役所に、納付する際には、胥吏が賄賂を貪つたらしく、久しく弊害となつてゐたので、錢糧とともに帶徴せんとする議論が出てゐた。

以上において、民壯の役が銀納化した事情について考察した。民壯の役が銀納化されると、府州縣などで差役に必要とする民壯は、この銀を以て希望者を招募して使用した。これが聽差民壯といはれたことは、寧波府志卷一三「民兵」に見えてゐる。これらの民壯には工食銀が支給せられた。この額は時と處によつて異つてゐる。同じ場所でもその

役目によつて額が異つてゐた。例へば、萬曆の頃、温州府樂清縣では、同じ民壯でも工食銀每名七兩の者と四兩八錢の者とがあり、巡鹽民壯や捕盜應捕は七兩二錢を支給せられてゐた。⁽¹³⁾ 上虞縣では工食銀每名六兩、巡鹽民壯は七兩二錢を支給してゐた。⁽¹⁴⁾ 餘姚縣では全く上虞縣と同額であつた。⁽¹⁵⁾ また安邱縣志卷八「均徭銀差」によると、青州道團操民壯には十兩八錢を、景芝鎮民壯・守城民壯には八兩を支給してゐる。また曲阜縣の守城民壯には每名工食銀七兩二錢を支給してゐる。⁽¹⁶⁾ また宜興縣志卷四「徭役」によれば、四・七・九號巡船民壯や巡鹽民壯は各々十兩八錢、看庫民壯には九兩を支給してゐる。このやうに、民壯には約五兩から十兩に至る工食銀が支給せられた。

なほ曲阜縣志卷二「均徭」に

守城民壯四十五名。每名工食銀七兩二錢。器甲銀八錢。

共銀三百六十兩。

とあり、同書にはさらに

沂州道團操步隊民壯十二名。每名工食器甲銀十一兩三

錢。共銀一百三十五兩六錢。

とあり、或ひは吳縣志卷七「均徭」に

巡鹽民壯二十名。工食船械共銀二百兩。

とあれば、民壯には工食銀の外、器甲銀・船械銀の名目で約一兩の兵器費が支給せられたやうである。ところで注意すべきは、寧波府志卷一三「民兵」鄞縣の條に

今編聽差民壯二百名。每名工食銀七兩二錢。內除器械銀一兩二錢解府。實給銀六兩。

とあり、鄞縣における民壯の工食銀七兩二錢のうちには、器械銀を含んでをり、これは寧波府に解送されて流用され、實際支給せられる工食銀は六兩にすぎなかつた。この例から推察すると、前掲の民壯工食銀のうちには器械銀を含むものもあつたであらう。従つて民壯が實際に受領する工食銀は更に少かつたものと考へる。

次に民壯は盜賊を捕縛し、討伐することが重要な任務であるから、その際、功勞があれば賞與を與へられることはいふまでもない。續文獻通考卷二三三正統十四年二月に

從僉都御史陳詔言、以浙江處州銀課二萬五千二百兩。

卽留本處。賞給有功民快人等。

とあり、天下郡國利病書卷一〇三廣東七「峒獠」には

天順九年三月。賞新會縣斗峒等處官軍民壯人等一千四

百七人。彩幣表裏布絹鈔錠。以本地殺賊有功也。

と見えてゐる。これらの事例はいづれも銀納化以前のものであるが、民壯の役が銀納招募になつた後も同様であつた。上虞縣志卷八「均徭」に

巡鹽應捕八名。于民壯內另編。每名除工食七兩二錢外。

給賞鹽課銀九兩五錢七分六釐。共銀七十六兩六錢八釐。

とあり、秀水縣志卷三「均徭」に

巡鹽應捕十名。於民壯內總編。每名除工食銀七兩二錢

外。實給賞鹽課銀十兩五錢六分。共銀一百五兩六錢。

とあり、また餘姚縣志卷一〇「均徭銀」に

巡捕(鹽?)應捕八名。除給工食外。另給賞鹽課銀每名

九兩五錢七分六釐。

とあるやうに、巡鹽應捕すなはち巡鹽民壯には、工食銀の外、賞銀を支給してゐる。こゝで注意せられるのは、賞銀の額が大體十兩前後に一定してゐることである。これは巡鹽民壯の捕獲すべき私鹽や私販人の額、つまりノルマが與へられてをり、そのノルマに對して賞銀が與へられたからかもしれない。このことを推量せしめるものは寧波府志卷一二の次の記載である。

寧波衛巡鹽應捕。二十名。每月額鹽六百斤。船犯無限。額鹽とはいふまでもなく、巡鹽應捕が毎月捕獲すべき私鹽の額である。同書には續いて

鄞巡鹽應捕十名。每名每月。限獲私鹽三百四十斤。共該鹽三千四百斤。鹽船一隻。人犯一名。無獲罰銀若干。

……

慈谿巡鹽應捕十名。每名(三字奇?)每月限獲私鹽二千六百斤。船一隻。人犯一名。

奉化巡鹽應捕八名。每月限獲私鹽二千六百斤。船一隻。

人犯無限。……

定海衛巡鹽應捕二十名。每月限獲私鹽一千四百斤。船

一隻。人犯一名。……

象山巡鹽應捕八名。每月限獲私鹽二千八百斤。船一隻。

人犯一名。如無獲。罰銀九錢。閏月如之。……

已上諸衙門鹽斤。收貯鹽倉。聽鋪行領賣。銀解鹽司。

と見える。また天下郡國利病書卷二四江南十二「貢課」に

巡鹽察院。立法定令。本縣(無錫縣)巡鹽民壯弓兵四十二名。每名一月限獲鹽百斤。以一歲計之。通共該鹽四千二百斤。

と見える。巡鹽應捕は毎月每名、多きは三百四十斤、少きは三十斤に至る私鹽捕獲額を要求せられてゐた。また巡鹽應捕には私鹽のみならず、私鹽船・私販人に對しても捕獲すべきナルマがあつた。もしこのナルマに達しない場合には、罰銀を出さなければならなかつた。この罰銀については、前掲の利病書の記事にすぐ續いて

納銀一百六十九兩四錢四分。遇閏加銀十四兩一錢二分。

名曰欠獲鹽船銀兩、俱扣巡簡司弓兵名下工食銀。貯庫

解府。轉解運司充課。

とあり、さらにこれに續いて、顧炎武は批評を加へ

今郡邑不以方物獻。而折銀徵解。已非禹貢之初意矣。

若鹽課不足。乃於巡兵工食內扣充。奈之何巡兵不爲鹽盡也。

といつてゐる。すなはち、鹽運司の鹽課の不足を補填するために、巡鹽應捕に捕獲すべき私鹽・私鹽船・私販人の額を決定し、もしその額に及ばぬと、欠獲鹽船銀兩と稱して彼等の工食銀から不足額を扣除して鹽運司に轉送したのである。後にはこれが例になつて、ナルマの不足如何に拘らず、巡鹽民壯の工食銀から若干を扣除して鹽課に充當した。

開化縣志卷三「均徭」に

巡鹽應捕抵課役銀一十三兩九錢二分。又原扣充課銀五兩四錢。俱每兩滴珠銀一分。其銀一十九兩五錢一分三釐二毫。

とあり、温州府志卷五泰順縣「歲徭」に

巡鹽應捕抵課役銀五十三兩五錢二分。

とある抵課役銀がこれである。その額が次第に増大されてゐることが注目せられる。結局、實際には巡鹽應捕の工食銀の減額、さらに延いては民衆の負擔の増重といふことになるわけで、民壯の質の低下、つまり民壯の衙役化の一つの原因も、かういふ點にあつたのである。

ところで、民壯の役の衙役化については、なほ若干の考察を必要とする。天下郡國利病書卷一〇一廣東五雷州府

「民壯」に

民壯……每歲冬操三歇五。餘月皆派各衙門差用。遇警方遣。

とあり、民壯は冬月農閑期に軍事訓練を受け、その他の季節には歸農して農事に勵んだのであるが、後には農閑期以外にも、衙門に止つて差用に充てられてゐる。この傾向は

時代が降るに従つて益々甚だしくなつたらしく、同書卷二三江南十一「額兵」に

國初「武進縣」額設民壯一千二百有奇。正德間。裁其三之一。嘉靖初。又幾裁其半。而府縣役占半之。

とあり、嘉靖の初、武進縣においては、民壯の半分ほどを府縣が差役のために使役してゐる。かゝる傾向が強くなる、農民は民壯の役に就くことを嫌ふに至るに相違なく、民壯の役の銀納化も、こゝに一つの大きな原因があつたやうである。民壯の役が銀納化し、希望者を招募することにすると、人員が固定化するので、民壯が老年化するのはいはむを得ない。天下郡國利病書卷八七浙江五「永康縣」には「民壯」後乃老羸殘疾。皆竄名以苟衣食。不過以充候人之役而已。

と見えてゐる。また明史卷九一「民壯士兵」に、兵部が萬曆の頃の官軍・民壯について述べ

天下之無兵者。不獨蜀也。各省官軍民壯。皆宜罷老穉。易以健卒。

とあるやうに、萬曆の頃には民壯は老人や子供で員數をそろへるのみで、實際には民兵としては用ひるに堪へなかつ

た。ところが、一度招募した民壯は、老年になつたからといつて、直ちに解雇することはむづかしい。廢疾者や老人の民壯は、牢獄や倉庫の番人、或ひはその他の雜役に廻はされる。宜興縣志卷四「徭役」に

巡鹽民壯四名。每名銀十兩八錢。……看庫民壯二名。每名銀九兩。

とあり、看庫民壯の名稱が見え、また温州府志卷五「泰順縣歲徵」の條に

實役民壯二百六名。內六名看守府庫獄。每名銀七兩二錢。

とあり、民壯が温州府の倉庫や牢獄を看守してゐる。看庫民壯の工食銀が巡鹽民壯のそれより二兩近くも少いのが注目される。

その他、民壯が役所の雜役に供せられたことは、天下郡國利病書卷九七廣東一「民壯」に

原編立民壯。初意本以征守。今則在官。惟供迎送。程勾攝。及遞文移而已。甚或派諸私衙。以爲薪水之役。

とあり、民壯は官吏の送迎、公事の勾攝、走使ひに使役せられ、甚だしきは官吏の私宅にあつて、その薪水の役に供

せられてゐる。そこで同書卷二八江南十六「兵防考」には
然民壯祇供公門役使。

とあり、同書卷三四江南二十二泗州「民壯」には

民壯者。景泰以來。設立之郷兵。寓兵於農之意也。而
後來乃供衙門之役。又徵其銀而用之。各有名色。寢失
初意遠矣。

とあり、また野獲編補遺卷三「土兵民壯」には

今内地所謂民壯者。始於正統己巳之變。亦非祖制。…
…弘治二年。復命行之。此後照例編竅。徒供迎送之用。
…沿至今日。竟列輿皂之中。捕拏民犯。虛費工食。

毫無所用。

とあるやうに。民壯は専ら衙門の役使に使せられることゝ
なり、その地位が卑しめられ、輿皂の中に列せられ、虚し
く工食を食む所の衙役と化したのである。この民壯の役の
衙役化は大體銀納招募とともに漸く盛んになつたものと考
へられる。民壯の役の銀納化が嘉靖のいつ頃始まつたか、
未だ判明しないが、嘉靖の初期には、すでに民壯の役の衙
役化が見られる。大明會典卷一三七に

〔嘉靖〕八年。令民壯人戶消乏者。聽各該巡撫官計處。

酌量存減。…官司敢有擅差勾攝。及學習吹鼓。迎接
上司等項。俱從重究治。

とあり、嘉靖八年には、官司が民壯を勾攝に差遣したり、
吹鼓を學習し、上司を迎接せしめることを禁止してゐるか
ら、すでにこの頃からかゝる傾向が発生してゐたものと推
察せられる。

以上において、民壯の役が、明の中頃から漸く衙役化し、
明末には全く衙役化した事情を考察した。清代の民壯も、
明代の衙役化した民壯をそのまま繼承したものであること
はいふまでもない。皇朝文獻通考卷二四「職役考」乾隆二
年の條に

其未設城垣之倉庫監獄。亦令民壯看守。不得派及里甲
地保。永遠爲制。

とあり、民壯が倉庫監獄を看守してゐる。また硃批諭旨卷
三三田文鏡雍正九年十二月初七日の條には

其（民壯）所司者。止令捍禦城署・倉庫。護送糧餉罪
犯。至緝盜一事。宜專責捕役。非民壯所能。

とあり、民壯の職務として城署・倉庫を捍禦し、糧餉・罪
犯を護送することをあげ、盜賊を緝捕することは民壯のよ

くなしうる所ではないといつてゐる。清代になると民壯は捕盜の役にさへ當ることが出來ぬほどになつた。清代でもやはり捕盜の役は民壯の重要な役目であつたが、硃批諭旨卷五三許容雍正六年四月二十八日の條に

至民壯一項。臣查點額數無缺。技藝俱皆生疎。

とあり、同書卷一九王士俊雍正九年十二月初六日の條に

州縣民壯。止供差遣之役。操練竟爲虛設。

とあるやうに、民壯の操練は行はれず、武藝は生疎となつた。また同書卷五三許容雍正七年四月十五日の條に

〔鞏昌府〕所屬十七州縣民壯。處處缺額。

とあり、皇朝文獻通考卷二三「職役考」雍正二年の條に

各省州縣。例設民壯五十名。每不足額數。

とあり、硃批諭旨卷三九陳王章雍正七年五月二十三日の條には

〔江西省廣信府興安縣〕民壯缺額。器械不全。

とあり、また同書卷三一田文鏡雍正七年正月二十九日の條には

驗看〔山東〕各處民壯。率皆有名無實。

とあるやうに、各地の民壯は額員が缺如し、武器が破損し

て、全く有名無實の状態となつてゐた。これがために、同書卷一五沈廷正雍正六年七月十六日の條に

如州縣額設民壯。或有虛應故事。冒食工食。

とあり、民壯は虚しく員に備はつて工食を食む存在に墮してゐた。

清朝の雍正帝は特に治安の維持に力を注いだ。そこで民壯をして盜賊を緝捕せしめるために、屢々その更生策を計つた。しかし上述のやうに、民壯は常に額員が缺如し、武器は破損し、軍事訓練は行はれず、全く無用の長物と化してゐた。それには種々の原因があつた。先に述べたやうに、明の中頃から民壯の役は漸く衙役化した、清朝に至つては全く衙役化してしまつてゐた。皇朝文獻通考卷二四「職役考」乾隆元年の條には

額設衙役。如斗級・禁卒・民壯・捕役・門子。各管一事。

と見えている。また硃批諭旨卷三三田文鏡雍正九年十二月初七日の條に

此等民壯。不過於本官轎馬之後隨從而已。竝無別項差使。

とあり、民壯は單に官吏に隨従することが主な役目になつてゐる。いはゞ隨身健丁であり、官吏に隨行して護衛し、或ひは身のまはりの世話をする卑役である。その上、同書には更に續いて

且係各州縣撥送。距本官駐劄衙門。遠近不等。工食之外。毫無出息。

とあり、民壯は遠方の衙門に撥送して使役されるが、僅かの工食銀が支給せられるにすぎない。また同書に

伊等（民壯）亦有修飾弓箭・鳥鎗等器械。及製辦火藥鉛子火繩之費。每名止給銀六兩。實屬不敷。

とあり、民壯には工食銀六兩を支給するが、彼等は兵器修理費・火藥費を自辦しなければならぬので、生計が不如意であつた。しかも同書卷五三許容雍正七年四月十五日の條に

州縣各官。共計侵冒（民壯）工食銀三千九百餘兩。詳揭到臣。

とあり、州縣官は民壯の工食銀を着服する者があつた。このやうな事情から、同書卷三三田文鏡雍正九年十二月初七日の條に

是以殷實本分之民。皆不願應募（民壯）。而現在充當者。俱係游手惰民並貧乏無藉之輩。每遇該班逃避躲閃。竝恐在外爲姦作匪。

とあるやうに、民壯の役は、殷實な者はこれに應募せず、游手無藉の徒が應募した。またこたらの輩が逃亡すれば、匪賊となる危険があるほどであつた。盜賊を捕ふべき者が盜賊となつては、また何をかいはんやである。また同書には

甚至佐雜等官。或將（民壯）工食入己。不復雇募。

とあり、州縣の佐雜官は民壯を招募すべき工食銀を着服して民壯を雇募しない者もあつた。以上のやうに、清代の民壯は全く衙役化して世人の蔑視する存在となつた。

清代の衙役には、民壯の外、快手その他諸種のものがあるが、その始めは役から來てゐるものが多い。明代、甲・均徭・驛傳・民兵を四差といひ、民壯の役は民兵のうち①に屬した。この役が、嘉靖の頃から銀納となり、次第に衙役化して清朝に及んだ。その背後にはやはり、經濟社會の變動による失業者の析出と共に、國家の財政政策といふものが大きな影響を與へてゐたのである。

補註

- ① 明史卷八九「兵志」
 ② 續文獻通考卷五「屯田」
 ③ 太祖實錄卷五六洪武三年三月辛卯
 ④ 明史卷七七「屯田」
 ⑤ 續文獻通考卷五「屯田」
 ⑥ 嘉宗實錄卷二天啓元年二月甲辰
 ⑦ 太宗實錄卷八六・卷九〇
 ⑧ 明史卷九一「民壯土兵」
 ⑨ 宜興縣志卷四「均徭」
 ⑩ 天下郡國利病書卷五北直四「兵防志」
 ⑪ 宜興縣志卷四「徭役」

- ⑩ 曲阜縣志卷二「均徭」
 ⑪ 明史卷九一「民壯土兵」
 ⑫ 英宗實錄卷二二一景泰三年閏九月壬戌
 ⑬ 溫州府志卷五「瑞安縣歲徭」
 ⑭ 上虞縣志卷八「軍餉」
 ⑮ 餘姚縣志卷一〇「田賦」
 ⑯ 曲阜縣志卷二「均徭」
 ⑰ 皇朝文獻通考卷二三雍正二年條
 ⑱ 贛州府志卷七「里甲」

〔附記〕本稿は昭和三十一年度文部省科學研究費交付による研究「清朝雍正時代史の總合的研究」(宮崎教授)進行中の一副産物である。

Notes on Emperor Yung-chêng's "Instructions in Red"

雍正硃批諭旨

Ichisada Miyazaki

The reign of Yung-chêng was a transition from the political system of the Manchus to that of modern Chinese despotism. The Manchu dynasty entrusted its provincial governors and military commanders with full power, and the liaison between the central government and the provincial governments was kept by means of reports submitted to the emperor through the Cabinet by the governors and commanders. In addition to these official reports the governors and commanders were allowed to submit to the emperor confidential personal addresses. Emperor Yung-chêng also allowed other high ranking provincial officials to present this kind of personal addresses, and his purposes seemed to be well acquainted with the actual situation in the provinces and to prevent his governors and commanders to become like feudal lords. It became, therefore, the emperor's daily duties to read several scores of addresses and send them back with "instructions in red." Imperial Instructions in Red of Yung-chêng is a collection of such addresses and instructions, which constitute a unique source material for Yung-chêng's politics behind the scene in contrast with his official Edicts and the Veritable Records of his reign.

The Militia under Ming and Ch'ing

Tomi Saeki

Under the Ming in such frontier provinces as Shen-si 陝西 and Shan-si 山西 the militia played the role of frontier guards side by side with the regular soldiers. When in the latter days of the Chêng-t'ung 正統 era of Emperor Ying-tsung 英宗, Esen of Mongolia invaded north China, the militia were recruited from various provinces and became a permanent organization to take part in frontier defense because of the relaxation of military discipline on the part of the regular army. Since the militia were recruited from among the peasants throughout the country, the institution became a heavy burden upon the peasantry, while the

wealthy evaded recruitment by paying a certain amount of money. As frontier wars became more frequent, the burden became heavier, while sometimes the militia were often employed as fatigues at various government offices. The Ming Government collected payment in silver as substitute for militia recruitment, and used part of it for employing volunteers, and this in turn led to the professionalization of the militia. When the Manchu dynasty came in power, Emperor Yung-chêng tried to use the militia for keeping public order, but the Ch'ing militia which had become a mere fatigue party proved of little use for the purposes.

Public Expenditures in the Reign of Emperor Yung-chêng

Hiroshi Iwami

In various "Instructions in Red" of Yung-chêng, we often meet with the words "public expenditures" which meant expenses spent for local administration. This kind of expenditures had been made available by corvée after the latter part of Ming, when the conversion of corvée into payment in silver money became general. In the Ch'ing period increases in local administrative expenditures were not spent from the Government's regular tax incomes, and the deficit was patched up by the local bureaucracy. Consequently, there arose many evils, and Emperor Yung-chêng approved the collection of provincial additional taxes which were to be spent for "public expenditures" and education. These additional taxes became to be known as kung-hsiang 公項, while the regular taxes were called chêng-hsiang 正項.

T'ien Wên-ching and 田文鏡 Boycott for State Examination

Toshikazu Araki

In the second year of Emperor Yung-chêng (1724), the scholars of Fêng-ch'iu Hsien 封邱縣 concerted in action to boycott government examination as a demonstration against T'ien Wên-ching, the financial commissioner of the Province of Ho-nan 河南. In fact, he was a reformer who intended to shift economic and financial burdens from the shoulders of the peasantry